

令和4年度第2回鎌倉市防災会議 議事録（概要）

日時：令和5年（2023年）3月2日（木）

午前9時45分～10時20分

場所：鎌倉市役所災害対策本部室

出席委員＝会長：松尾崇（鎌倉市長）、副会長：千田勝一郎（鎌倉市副市長）、比留間彰（鎌倉市副市長）

古田正志（湘南海上保安署長）、井上和子（神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長）、小笠原弘和（鎌倉保健福祉事務所長代理）、太田康（企業庁鎌倉水道営業所長）、田島秀浩（鎌倉警察署長代理）、小野寺将崇（大船警察署長代理）、服部基己（鎌倉市共生共創部長）、内海正彦（鎌倉市総務部長）、藤林聖治（鎌倉市こどもみらい部長）、濱本正行（鎌倉市健康福祉部長）、谷川克也（鎌倉市環境部長代理）、林浩一（鎌倉市まちづくり計画部長）、古賀久貴（鎌倉市都市景観部長）、森明彦（鎌倉市都市整備部長）、高木守（鎌倉市消防長）、大井勝則（鎌倉市消防団長）、小山千絵（東日本電信電話(株)神奈川西支店長代理）、鈴木敢雄（東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社支社長代理）、依田恵美（東日本旅客鉄道(株)鎌倉駅長）、香川健（東京ガスネットワーク(株)神奈川西支店長）、河村雅之（京浜急行バス(株)鎌倉営業所長代理）、早坂均（湘南モノレール(株)総務課長）、渡辺英昭（鎌倉市自主防災組織連合会長）、佐々木聡（鎌倉市教育文化財部長）、高室暁（鎌倉市医師会理事）、山本真嗣（湘南鎌倉総合病院防災・災害対策委員長）

事務局＝永野市民防災部長、末次市民防災部次長兼総合防災課担当課長、森迫総合防災課担当課長、福岡総合防災課課長補佐、宇田川総合防災課防災担当係長、小林総合防災課危機管理担当係長

議事録（概要筆記）

※敬称略

事務局 福岡	議題（1）鎌倉市地域防災計画の改定について、説明いたします。 資料1-1 鎌倉市地域防災計画改定要旨を御覧ください。 令和4年10月31日に開催された、令和4年度第1回鎌倉市防災会議において、鎌倉市地域防災計画の改定要旨について説明いたしました。 その後お送りしした計画の素案について、8名の委員の方からご意見をいただきました。 いただいた26件のご意見のうち、誤字脱字など軽微な修正が9件、ご意見に基づき計画を修正したものが14件、ご意見として承るものが3件となりました。 資料1-1をご覧ください。 ここで1点、事前送付資料から訂正がございます。お送りした計画改定案の
-----------	--

うち、資料1-1、防災会議委員の意見番号3に関する記載について、御意見を反映する前の資料をお送りいたしました。本日お手元にお配りしている資料は、その部分を反映させてあるものです。

大変申し訳ありませんでした。

それでは、いただいた意見のうち、軽微な修正以外のご意見への対応についてご説明します。

鎌倉保健福祉事務所長 濱 委員からいただいたご意見について、番号1 避難所運営および要配慮者等支援対策における医師、保健師等の役割の明確化についてのご意見をいただき、ご意見を踏まえそれぞれ修正しました。

番号2についてはご意見のとおり、食料供給に際し、食品の衛生管理に配慮する旨の記載を追記し、番号3の栄養相談の記載については、避難所運営及び避難所における要配慮者対策についてご意見を踏まえて修正しました。

また、番号4、要配慮者の健康管理については内容を整理し、健康相談と医療機関への移送についてご意見のとおり修正しました。

次に、藤沢土木事務所長 峯村委員からいただいたご意見について、番号5番、津波対策における沿岸域の護岸の点検・整備について市の記載をご意見の通り削除します。また、6番、津波を防御するハード整備については津波避難施設の確保を記載し、ご意見を踏まえた内容修正を行いました。

株式会社総合防災ソリューション顧問 山本専門委員から、番号7、津波浸水想定区域における避難確保計画の記述の追加のご意見をいただきました。ご指摘の避難確保計画は、津波防災地域づくり法において、津波災害警戒区域内に立地し、かつ市地域防災計画に定められた社会福祉施設、医療施設、学校等の要配慮者利用施設等に避難確保計画の作成が義務付けられることとされており、本市は神奈川県が指定する津波災害警戒区域が未指定であることから指定後に本計画に位置付けることとします。

次に、鎌倉市こどもみらい部長 藤林委員からいただいた風水害等避難施設の運用に関する8番の意見について、今回の改定においては、災害対策基本法に規定されている指定避難所・指定緊急避難所の指定要件に該当しないことから、その他の避難所が不足する場合の対応に含むこととしています。

これら避難所の運用は改めて各施設管理者と順次協議を行い、運用方法を確立させたいうえで内容をお示しします。

湘南鎌倉総合病院 山本委員からいただいた9番の注釈の表記については削除とし、10番のドクターヘリの運用については、神奈川県地域防災計画においてもドクターヘリに関する記載があることから、ご意見を踏まえ内

	<p>容を修正しました。</p> <p>東京ガスネットワーク株式会社 神奈川西支店 香川委員からの 11 番、12 番の地震災害時のガス供給の再開、ガス供給停止区域の被害軽減の対応についてはご意見のとおり修正しました。</p> <p>13 番、14 番、15 番のエネルギーの多重化、自立分散型エネルギーシステムについてのご意見は、「再生可能エネルギー設備等の分散型電源設備の導入」、「非常用自家発電設備の増強」としてそれぞれ整理し修正しました。</p> <p>16 番のご意見については、指摘された場所が避難所指定に関する事項であることからご意見としてお受けし、17 番については家庭用燃料電池の記載を追記しご意見のとおり修正しました。</p> <p>以上が、防災会議委員からいただいたご意見に対する対応です。</p> <p>これに加え、同時期に行っていた本市市内意見を反映させ、今回お示した鎌倉市地域防災計画改定案を作成いたしました。</p> <p>なお、令和 5 年 1 月 25 日から 2 月 23 日まで市民意見公募（パブリックコメント）を実施いたしましたが意見の提出はありませんでした。</p> <p>今後の予定です。</p> <p>本日の防災会議を経たのち、事務手続きを行ったうえで鎌倉市地域防災計画の改定を行います。改定の際には、変更部分の下線は外します。</p> <p>本計画の確定後、神奈川県知事に改定内容の報告を行います。</p> <p>今回の改定は、地震災害対策編と風水害等対策編を統合するなど大幅な改定となりました。委員の皆様におかれましてはお忙しい中、確認作業等にご対応いただきありがとうございます。</p> <p>本計画については、改定後も随時見直しを行ってまいります。今回詰め切れなかった部分についても今後内容を検討し計画に盛り込むなど内容の充実を図りたいと考えております。</p> <p>また、防災対策についてそれぞれの機関において対応等に変更があった場合や新たな情報がある場合は事務局までお知らせください。いただいた情報に基づき計画に反映させてまいりますので、今後とも引き続きご理解・ご協力のほどお願いいたします。</p> <p>以上で議題（1） 鎌倉市地域防災計画の改定についての説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。</p> <p>（特に意見なし）</p> <p>ご意見等ないようでしたら、本件につきましてはご了承いただくことよろしいでしょうか。</p> <p>（了承）</p>

	<p>ありがとうございます。</p> <p>改定後も、適切な災害対応を行えるよう適宜見直しを行います。</p> <p>それでは、次に、議題2「鎌倉市災害時受援計画の策定について」事務局から説明願います。</p>
事務局 森迫	<p>市民防災部総合防災課担当課長の森迫です。よろしく申し上げます。</p> <p>令和4年(2022年)10月31日に開催された第1回鎌倉市防災会議において、鎌倉市災害時受援計画素案(以下「受援計画」という。)の概要についてご説明しましたところ、後日3名の委員の方から合計8件のご意見をいただきました。</p> <p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>いただきました8件のご意見のうち、ご意見に基づき受援計画を修正したものが4件、ご意見として承るものの、受援計画はそのままとしたものが4件でありました。</p> <p>以下、それぞれのご意見への対応についてご説明します。</p> <p>湘南鎌倉総合病院 山本委員から5件のご意見をいただきました。</p> <p>お手元の資料の通し番号1番「医療に関する記載がない」とのご意見については、医療・救護に関する内容については、別に作成する「災害時医療救護マニュアル」の整備を通じて具体化を図ることとし、受援計画はそのままとしました。今後、必要に応じて、地域防災計画や受援計画における記載を検討します。</p> <p>通し番号2番「医療の自助・共助や救護所の設置」のご意見についても、医療・救護に関する内容であり、「災害時医療救護マニュアル」を整備して具体化を図るため、受援計画はそのままとしています。今後、必要に応じて、地域防災計画や受援計画における記載を検討します。</p> <p>通し番号3番の「「人命救助・消火活動」の記載」に関するご意見については、重複記載であったため記載の1つを削除し、ご意見のとおり受援計画本編を修正しました。</p> <p>通し番号4番「「3師会への派遣要請」の記載」に関するご意見についても、重複記載のため市民健康班で一本化するよう、ご意見のとおり受援計画本編を修正しました。</p> <p>通し番号5番の「医療資機材の発注」に関するご意見は、受援計画本編に市民健康班の役割として「医薬品その他衛生材料の確保に関すること。」と規定済みであるため、受援計画はそのままとしています。</p> <p>企業庁鎌倉水道営業所長 太田委員からは2件のご意見をいただきました。</p> <p>通し番号6番の「日本水道協会への応援要請」に関するご意見については、</p>

	<p>ご意見のとおり、本市から日本水道協会へ直接応援要請できないことを明確にするための文言を加え、受援計画本編を修正しました。</p> <p>通し番号7番「応援要請の業務の範囲」についてのご意見に関しては、災害時の応急給水業務等についての県企業庁と本市の役割は現在調整途中であることから、受援計画はそのままとし、今後調整が整い次第、必要に応じ調整内容を加えることと考えています。</p> <p>(株)総合防災ソリューション 山本専門委員からは1件ご意見をいただきました。</p> <p>通し番号8番「平素からの取組み」へのご意見については、ご意見のとおり受援計画の実効性を向上させるために必要な研修や訓練に関する文言を加え、受援計画本編を修正しました。</p> <p>以上で、防災委員からいただきましたご意見への対応についての報告を終わります。</p> <p>次に意見公募の結果について報告します。</p> <p>意見公募は、令和4年11月24日から12月23日までの1ヶ月間実施しましたが、市民の方々からのご意見は寄せられませんでした。</p> <p>最後に今後の予定です。</p> <p>本防災会議を経た後に庁内の手続を進め、令和4年度中に計画を確定します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。</p>
太田委員	<p>資料2の「受援計画への委員からの意見及び対応」の7番について、あらためて意見を申します。</p> <p>私どもから市と企業庁の役割分担を明確にさせていただきたい旨の意見を提出したことについて、貴市の対応として「災害時の応急給水業務等についての企業庁と市の役割は調整中」とあります。この点に関して、県企業庁と給水区域である18市町との間で「県企業庁と市町の連携会議」というものを設けておりますが、応急給水に関する役割分担、つまり、実務上、個々の作業を誰がやるかというようなことではなく、業務を取り仕切る主体としては、県営水道の役割は、被災した水道施設の早期復旧と災害用指定配水池での応急飲料水の確保と市町の給水車への給水とし、市町の役割は、県営水道が確保した飲料水で応急給水を実施するという内容で、18市町と企業庁が合意しています。</p> <p>こうした役割分担を整理した背景ですが、県の地域防災計画では水道事業者と市町村行政の役割分担として、水道事業者は応急復旧に全力を注ぎ、市町村は応急給水を担うと定めていますが、特に県営水道の給水区域内の市</p>

	<p>町は水道事業を実施していないことから応急給水に対する認識が低いことが課題となっているということがあります。</p> <p>10月31日の第1回防災会議でもお話ししましたが、令和元年の台風19号による被災で相模原市の津久井地区で約3,000戸が断水した際に、地元市の認識不足や地元市と企業庁との連携不足もあって、企業庁は応急復旧に加えて応急給水を平行して行ったため、県営水道の全10営業所から最大12台の給水車を派遣して対応しましたが、応急復旧が完了し断水が解消するまで7日間もかかってしまいました。この間、被災していない営業所でも通常業務に支障をきたしたほか、組織全体が疲弊してしまったという苦い経験があります。そういうことも踏まえて議論した結果、さきほど申した役割分担の合意に達したものです。</p> <p>局所的な小規模災害ならともかく、この受援計画が「大正型関東地震」などの大規模災害を前提としたものであり、さきほど申した3,000戸に1週間というのが企業庁の対応能力の限界であるのに対して、鎌倉市内の給水戸数が約89,000戸、逗子、葉山を合わせた鎌倉水道営業所管内で約13万4,000戸、給水区域18市町で約139万戸あることを考えますと、大規模災害時に企業庁が応急給水の主体になることは現実的な想定ではないと考えます。</p> <p>もちろん、水道事業者である企業庁の責務として、災害対応に労を惜しむつもりは毛頭ありませんが、企業庁が応急給水に労力を割くと、水道施設の応急復旧が遅れ、断水期間が長くなって、市民生活への影響が大きくなるということを懸念しております。</p> <p>上水道事業を実施している市町のことを考えていただくとわかりやすいと思いますが、例えば、座間市や秦野市では、応急復旧は水道局の技術職にしかできないので、公営企業としての市水道局は応急復旧に専念する一方、技術職でなくてもできる応急給水は、防災部門を中心とした市長部局が担う形で、限りある市役所のマンパワーの有効活用を図っています。</p> <p>県営水道給水区域では、県企業庁と市町と組織が違うので感覚的にわかりにくいかもしれませんが、市民に一日も早く日常生活を取り戻していただくために、こういう役割分担が必要ということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>こうした背景を踏まえて、貴市と企業庁の役割分担について共通認識を持っていただき、計画に反映させていただきたい、具体的には、受援計画の資料編9ページの「応援要請する業務の範囲」の「及び各避難所等に飲料水等を搬送する業務」を削除し、受援計画本編で応急給水に関する市と企業庁、それぞれの役割がわかるように記載していただきたいと考えております。</p>
事務局	ご意見ありがとうございます。災害時の飲料水については重要な課題と考

末次	えおり、受援計画における細かな役割分担についてご意見を受けて内容を反映していきます。引き続き調整をさせて頂いて、必要な箇所の修正を行いたいと考えています。
太田委員	細かな役割分担というよりは、大枠の役割分担が明確になるように、受援計画の本編に記載していただきたい。
事務局 末次	資料編及び本編について、整理がついた内容を反映していきたいと考えております。
太田委員	承知しました。ありがとうございます。
会長	内容の修正について、事務局に一任いただき、現段階の計画の改定についてご了承いただくことでよろしいでしょうか。 (了承) ありがとうございます。 本日の議題は以上となりますが、委員の皆様、議題以外でご意見や情報提供などありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。
高室委員	救護所の開設について、医師を継続的に派遣することが困難との意見が出ていることから、今後救護所等の考え方について検討していきたい。
会長	ありがとうございました。 事務局から連絡事項等ありますか。
事務局 末次	本日の配布資料について、市から電子データで送付することが可能です。次第に記載のメールアドレスにご一報いただくか、会議終了後事務局にお声掛けいただければ、送付させていただきます。 計画は、改定後製本し送付する予定です。
会長	以上で防災会議を終了します。 皆様ご協力ありがとうございました。